



社援発0929第10号  
平成29年9月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

消費生活協同組合の政治的中立の確保について

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されているところです。

この度行われる第48回衆議院議員総選挙に際し、組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から疑念をもたれることがないように、所管組合の指導について御配意願います。

なお、

- ・同項の規定の趣旨については「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」（昭和62年6月30日社生第77号厚生省社会局生活課長通知）
- ・組合を特定の政党のために利用することとなる事例については「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」（平成29年9月29日社援地発0929第5号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

においてそれぞれ示していますので、これらの内容も併せて所管組合に対し、周知をお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。